

健康管理システム等標準化検討会  
合同ワーキングチーム（第1回）  
令和3年12月9日 【資料2】

# 論点の方向性について

事務局提出資料

# 1. 論点の方向性について

## 【論点1】標準化範囲の対象団体について

- ・市町村事務だけでなく、**都道府県事務についても標準化対象団体とするべきか検討**を行う必要がある。  
(健康管理システム等標準化検討会(第1回) 資料5\_健康管理システム等標準化における論点)



## 【論点に対する考え方】

- ・令和3年9月22日「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議」(※1)では、「都道府県と市町村とを比べ、**実施主体が多い方を想定して、標準仕様を作成することを基本とする。**」と提示されている。

※1 資料4「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」

### 【論点2】標準化範囲の分野について(衛生管理系業務の取り扱い)

・保健所設置自治体のため、衛生管理系業務(※1)も同一パッケージシステムで運用している。そのため、健康管理標準化の対象として検討してほしい。

(健康管理システム等標準化検討会(第1回) 自治体構成員様ご意見)

### 【論点に対する考え方】

・令和3年9月22日「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議」(※2)では、地方公共団体の基幹業務システムとは、国民生活に直接関係する事務に係る情報システムであって、相互に連携が必要なシステムを指す。具体的には「**地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウト**」で示されている17の「業務ユニット」に係るシステムを指すとされており、**健康管理は成人検診・母子保健・予防接種を対象に整理**されている。

・衛生管理系業務の**実施主体は保健所**である。

全地方公共団体のうち、保健所を設置している団体は**8.8%と極めて少数**

(保健所設置団体数 157 (都道府県:47、指定都市:20、中核市:62、保健所政令市:5、特別区:23))

### 【標準仕様書における対応方針】

・衛生管理系業務は、健康管理システムの**標準化範囲外**としてはどうか。

※1 衛生管理系業務・・・医事衛生、薬事衛生、環境衛生、食品衛生

※2 資料4「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」

【論点3】標準化範囲の分野について

・健康管理システムでは様々な分野が取り扱われており、健康管理を広義でとらえた場合、成人検診、母子保健、予防接種以外にも、**指定難病・小児慢性・療育医療費助成、結核管理**といった様々な分野が挙げられる。  
 (健康管理システム等標準化検討会(第1回) 資料5\_健康管理システム等標準化における論点)



【論点に対する考え方】

主な分野	全地方公共団体のうち実施主体の割合	論点に対する考え方
指定難病医療費助成	<b>3.7%</b> ※都道府県、指定都市が実施主体	<b>実施主体が極めて少数</b>
小児慢性医療費助成	<b>7.6%</b> ※都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市(区)が実施主体	
療育医療費助成	<b>8.8%</b> ※保健所設置自治体が実施主体	
結核管理		



【標準仕様書における対応方針】

・指定難病・小児慢性・療育医療費助成、結核管理は、健康管理システムの**標準化範囲外**としてはどうか。